

## 東京都道路協議会規約

## (名称)

第1条 本会は「東京都道路協議会」(以下、本協議会と称す。)と称する。

## (目的)

第2条 本協議会は、東京都内における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、並びに道路行政に関する啓発活動を行うことを目的とする。

## (組織)

第3条 本協議会は、前条の目的に関係ある官公署団体をもって組織し、委員会及び幹事会により構成する。

2 委員長は東京都都市整備局都市基盤部長若しくは建設局道路建設部長、幹事長は東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長若しくは建設局道路建設部計画課長とする。委員長、幹事長については、議事内容によりどちらかが務めることとし、別紙に定めるとおりとする。

3 委員及び幹事については、別紙に定めるとおりとするが、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

4 本協議会は、道路に関する専門的事項や地域の課題を調査検討するため、委員長が必要と認めるときは部会及び分科会をおくことができる。

5 本協議会は、必要に応じて地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集を行うとともに、有識者からの意見を聴取するための懇談会を適宜実施することができる。

## (事業)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

(イ) 東京都内における道路施策等に関する検討事項。

(ロ) 東京都内における幹線道路に関する計画調整事項。

(ハ) 本協議会の趣旨を周知させるための啓発宣伝に関する事項。

(二) その他本協議会の目的達成に必要と認められる事項。

(運営)

第5条 本協議会の委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

3 部会及び分科会は幹事長が招集し、部会長及び分科会長が運営する。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課及び建設局道路建設部計画課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(付則)

この規約は平成14年6月13日から施行する。

この規約は平成30年9月5日から施行する。

この規約は令和3年5月24日から施行する。

## 東京都道路協議会名簿

## 〔委員会〕

関東地方整備局

道路部長

道路企画官

東京国道事務所長

相武国道事務所長

川崎国道事務所長

首都国道事務所長

東京外かく環状国道事務所長

東京都

都市整備局都市基盤部長（委員長※1）

外かく環状道路担当部長

建設局道路建設部長（委員長※2）

道路保全担当部長

三環状道路整備推進部長

東日本高速道路株式会社

関東支社建設事業部長

東京外環工事事務所長

中日本高速道路株式会社

東京支社建設事業部長

東京工事事務所長

首都高速道路株式会社

計画・環境部長

## 〔幹事会〕

関東地方整備局

事業調整官

広域計画課長

道路計画第一課長

道路計画第二課長

地域道路課長

計画調整課長

東京国道事務所副所長

相武国道事務所副所長

川崎国道事務所副所長

首都国道事務所副所長

東京外かく環状国道事務所副所長

東京都

都市整備局都市基盤部物流調査担当課長

街路計画課長（幹事長※1）

外かく環状道路担当課長

建設局道路建設部計画課長（幹事長※2）

道路橋梁課長

道路管理部保全課長

安全施設課長

三環状道路整備推進部整備推進課長

東日本高速道路株式会社

関東支社総合企画課長

関東支社建設事業統括課長

東京外環工事事務所副所長

中日本高速道路株式会社

東京支社総務企画部企画調整チームリーダー

首都高速道路株式会社

計画・環境部都市環境創造課長

※1 新たな広域道路交通計画の策定に関すること。

※2 上記※1 以外に関すること。但し、議事内容により別途定める。